

令和4年3月25日
中部地方整備局建政部
国土交通本省
浜松市 同時発表



浜松市の歴史的風致維持向上計画を国土交通大臣が認定

～歴史まちづくりが盛んな中部地方で17都市目～

3月25日付で国土交通大臣が、静岡県浜松市の歴史的風致維持向上計画を、歴史まちづくり法に基づき認定しました。

本計画で浜松市は、令和4年度から13年度の10か年で、国の支援制度を活用して市内に残る歴史的建造物の保存・活用や民俗芸能の伝承・公開施設の整備、歴史文化を活かした観光振興・地域活性化などを図っていくこととしています。

また、浜松市の認定により中部地方※の認定都市は地域別で最多の17都市となります。

※中部地方…岐阜県、静岡県、愛知県、三重県



中村家住宅
(国指定重要文化財)



二俣城跡及び鳥羽山城跡（二俣城跡）
(史跡名勝天然記念物)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認定式の実施を当面の間延期いたします。

○配布先：中部地方整備局記者クラブ

【問合わせ先】

(計画内容等の問合わせ先)

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室（下出、石崎）

TEL：03-5253-8954（直通）

- 文化庁 文化資源活用課（山名、樋口）

TEL：03-6734-2415（直通）

- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課（野中、加藤）

TEL：03-3502-6004（直通）

(別紙「中部地域における認定状況」についての問合わせ先)

- 中部地方整備局 建政部 計画管理課（新田、西堀）

TEL：052-953-8571

○中部地方における認定状況

中部地方では、平成21年1月19日に岐阜県高山市と三重県亀山市が認定を受けたのを皮切りに、これまで16の都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けております。



市町村名	認定日	認定日（第2期）
岐阜県高山市	平成21年 1月19日	平成30年 3月26日
三重県亀山市	平成21年 1月19日	令和 3年 5月19日
愛知県犬山市	平成21年 3月11日	平成31年 3月26日
岐阜県恵那市	平成23年 2月23日	令和 2年 3月31日
岐阜県美濃市	平成24年 3月 5日	令和 3年 3月29日
三重県明和町	平成24年 6月 6日	令和 3年 3月29日
岐阜県岐阜市	平成25年 4月11日	
岐阜県郡上市	平成26年 2月14日	
愛知県名古屋市	平成26年 2月14日	

市町村名	認定日	認定日（第2期）
三重県伊賀市	平成28年 5月19日	
愛知県岡崎市	平成28年 5月19日	
静岡県三島市	平成28年10月 3日	
静岡県掛川市	平成30年 1月23日	
静岡県伊豆の国市	平成30年 7月11日	
静岡県下田市	平成30年11月13日	
愛知県津島市	令和 2年 3月24日	
静岡県浜松市	令和 4年 3月25日	

(※朱書きが今回認定)

令和4年3月25日

報道発表

同時発表
文部科学省、農林水産省、国土交通省、
国土交通省中部地方整備局

浜松市都市整備部 土地政策課

浜松市市民部 文化財課



浜松市歴史的風致維持向上計画の認定について

「浜松市歴史的風致維持向上計画」が令和4年3月25日付けで主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)の認定を受けました。

1. 計画の期間

令和4年(2022)度から令和13年(2031)度までの10年間

2. 計画の概要

本市の計画では、維持向上すべき歴史的風致として12の風致を設定し、その範囲の中で国指定文化財が所在する3地区を重点区域としています。

別紙「同時発表プレスリリース」、「概要版」も御参照ください。

3. 計画書の閲覧

浜松市ホームページで計画書(本編及び概要版)を閲覧できます。

また、冊子は、土地政策課、文化財課、区役所まちづくり推進課(東区、南区は区民生活課)、協働センター、ふれあいセンター、図書館等で閲覧できます。※公開・配架時期：令和4年4月以降

4. 認定式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認定式の実施は当面の間延期となりました。

5. 問合せ先

まちづくりに関すること：土地政策課 歴史まちづくりグループ 平野 (Tel 053-457-2656)

文化財に関すること：文化財課 文化財保護グループ 牧野 (Tel 053-457-2466)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表

文部科学省、農林水産省、中部地方整備局
浜松市

令和4年3月25日
都市局公園緑地・景観課

静岡県浜松市の 歴史的風致維持向上計画を認定しました ～ 歴史文化を活かしたまちづくりの推進 ～

歴史まちづくり法第5条に基づき、静岡県浜松市の歴史的風致維持向上計画について、3月25日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。地域固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史文化を活かしたまちづくりをハード・ソフト両面の取組により支援します。

なお、今回の認定により、認定都市数は39府県87市町となりました。（詳細は別紙参照）



りょうたんじていえん
龍潭寺庭園



ふたまた
二俣まつり

※歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

これらを「歴史的風致」として地域固有の資産であると捉え、関係省庁が連携し、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承について、ハード・ソフト両面から支援しています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認定式の実施を当面の間延期いたします。

【問い合わせ先】

●国土交通省 都市局

公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 下出、石崎

TEL：03(5253)8111(内線 32983、32988)／03(5253)8954(直通)、FAX：03-5253-1593

●文化庁 文化資源活用課 樋口

TEL：03(5253)4111(内線 2738)／03(6734)2415(直通)

●農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 野中、加藤

TEL：03(3502)8111(内線 5534)／03(3502)6004(直通)

浜松市の歴史まちづくり計画の概要

重要文化財「中村家^{なかむらけ}住宅^{じゅうたく}」周辺で行われる^{おき}息神社祭典の神輿渡御と^{かんしゃ}館車引き回し、重要文化財「寶林寺^{ほうりんじ}仏殿^{ぶつでん}・方丈^{ほうじょう}」や名勝「龍潭寺^{りょうたんじ}庭園^{ていえん}」等奥浜名湖周辺のまち並みで行われる祭礼行事、史跡「二俣城^{ふたまたじょう}跡^{あと}及び鳥羽山^{とばやま}城^{じょう}跡^{あと}」や看板建築と蔵が残るまち並みを背景に行われる^{ふたまた}二俣まつり等、固有の風情が感じられる歴史的風致が形成されています。

本計画では、市内に残る歴史的建造物の保存・活用に関する事業や、地域コミュニティの核となっている民俗芸能の伝承・公開施設の整備、歴史文化を活かした観光振興・地域活性化に関する事業等を位置付け、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしています。



^{おき}
息神社祭典



^{りょうたん じ ていえん}
龍潭寺庭園



^{とばやまじょうあと}
鳥羽山城跡



^{ふたまた}
二俣まつり

【参考：全国に広がる歴史まちづくり計画】

歴史的風致維持向上計画認定状況（R4年3月25日時点）

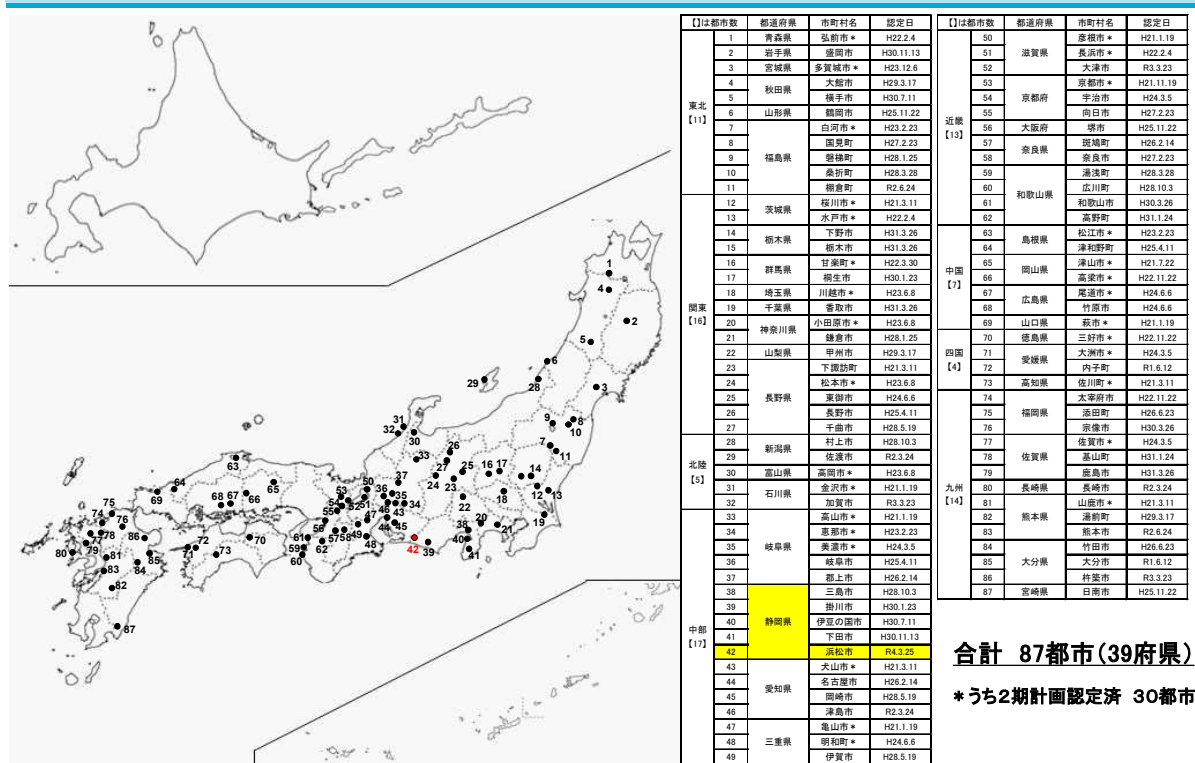


図 歴史まちづくり計画の認定状況

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて紹介しています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html



合計 87都市(39府県)

*うち2期計画認定済 30都市

浜松市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間

令和4年度(2022)～令和13年度(2031)

浜松市は、全国第2位の市域面積(1,558平方キロメートル)を有しており、中心部の都会的な側面だけでなく雄大な自然をたたえた中山間地域や、遠州灘、浜名湖、天竜川、三方原台地といった「海」「山」「川」「里」「湖」を有する“国土縮図型”都市の美しい風土が広がっている。また、本市には、戦国時代の城跡や浜名湖周辺の社寺をはじめ、江戸時代からのみかん栽培やノリ養殖、近代の開拓による茶や馬鈴薯の栽培など、自然の恵みを受けた先人たちが営みを続けてきた景観が市内各地に見られる。市内の各地に社寺や古民家などが残され、地域固有の祭礼行事や文化的な活動が受け継がれており、そうした歴史的建造物と市民の織りなす伝統的活動が一体となって、浜松市の歴史的風致を形成している。

01.浜松城下の営みにみる歴史的風致

浜松城下町の市街地や社寺を舞台に、浜松まつりや遠州大念仏など四季を通じて地域固有の伝統行事が継承されている。



遠州大念仏

02.佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致

蜷塚遺跡や佐鳴湖畔の市街地を舞台に、漕艇・清掃・娯楽・調査研究など人々の活動が受け継がれている。



蜷塚遺跡の清掃活動

03.天竜川下流の荘園から継承された歴史的風致

天竜川下流域に広がる荘園の区画を残した集落の神社では、式年遷宮など地域性豊かな祭礼が伝えられている。



蒲神明宮お白石持ち祭り

04.開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致

本市の農業発展に貢献した開拓関連の建造物が残る三方原台地を舞台に、農業活動と先人の遺徳をしのぶ祭礼が継承されている。



三方原馬鈴薯の収穫

05.浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致

浜名湖畔の水辺景観と社寺を中心とした市街地を舞台に、江戸時代からの養殖と浜名湖の恵みに感謝する祭礼が継承されている。



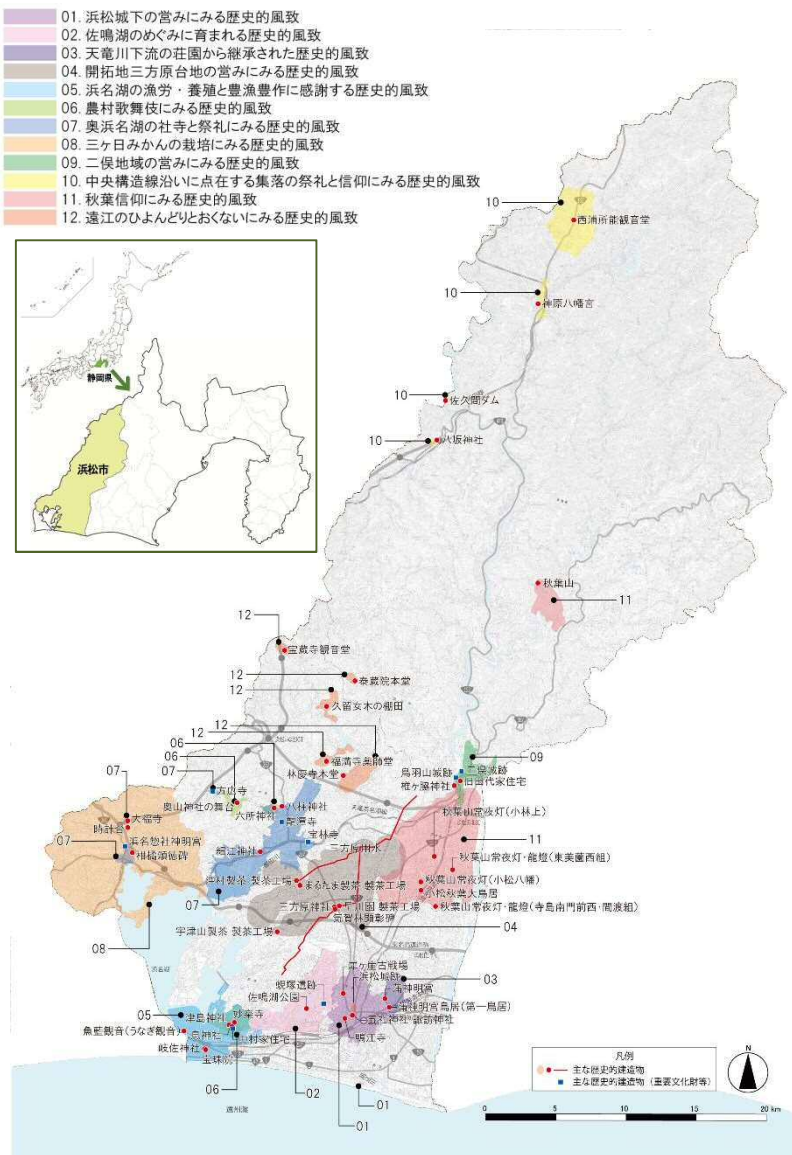
浜名湖のり養殖

06.農村歌舞伎にみる歴史的風致

定期公演ののぼりが掲げられる農村集落を舞台に、地域固有の農村歌舞伎とその保存技術が継承されている。



横尾歌舞伎定期公演



07.奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致

浜名湖北部の社寺と周辺の市街地を舞台に、特徴的な信仰や歴史的背景のある地域色豊かな伝統行事が歴史的風致を形成している。



細江神社祇園祭

08.三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致

江戸時代以降、湖岸の丘陵地を開墾して築かれたみかん畑と、積極果敢な進取の気風を反映した生産・顕彰活動が一体となって継承されている。



三ヶ日みかんの収穫

09.二俣地域の営みにみる歴史的風致

歴史的建造物が残る二俣市街地を舞台に、各町の屋台が引き回される二俣まつりなどの伝統行事が継承されている。



二俣まつり

10.中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致

佐久間・水窪地域を縦断する中央構造線沿いの山村集落を舞台に、特徴的な民俗芸能が継承されている。



西浦の田楽

11.秋葉信仰にみる歴史的風致

火防の神として信仰を集める秋葉山及び常夜灯が残る参詣道沿いの集落では、秋葉信仰と関係する伝統行事が継承されている。



秋葉山常夜灯の祭祀

12.遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致

都田川・阿多古川沿いの中山間地域の寺堂などを舞台に、生業と関係する正月行事が、継承されている。



川名のひよんどり

浜松市の重点区域における施策・事業概要

重点区域の名称と面積

・表浜名湖地区 443ha
・奥浜名湖地区 633ha
・天竜二俣地区 131ha

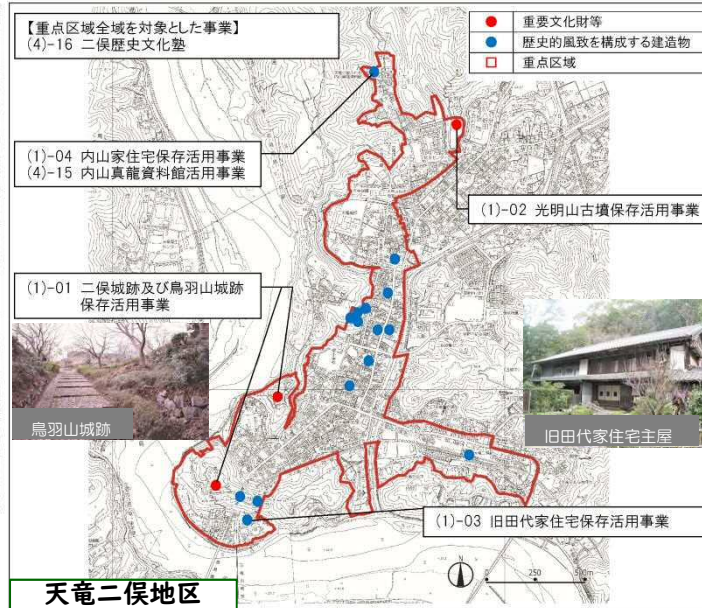


市全域を対象とする事業

- (1)-05 蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト
(1)-09 歴史的建造物保存活用事業
(2)-01 歴史的集落・まち並み景観保全対策事業
(3)-01 無形民俗文化財保存・伝承事業
(4)-02 浜松市認定文化財活用事業
(4)-05 中山間地域の魅力発信事業
(4)-11 佐鳴湖漕艇活動顕彰事業

- (1)-06 浜松城跡保存活用事業
(1)-12 旧浜松銀行協会(木下恵介記念館)管理運営事業
(2)-03 指定棚田地域の保全
(3)-02 無形民俗文化財公開・活用等事業
(4)-03 文化財防災ボランティア養成事業
(4)-06 浜名湖観光圏整備推進事業

- (1)-08 三岳城跡保存活用事業
(1)-13 鴨江アートセンター(旧浜松警察署)管理運営事業
(2)-04 秋葉山表参道の美装化
(3)-03 無形民俗文化財活性化支援事業
(4)-04 指定文化財等のデジタルアーカイブ事業
(4)-10 浜松・浜名湖地域 食×農プロジェクト推進事業



重点区域を対象とした事業

- (1)-01 二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業
整備基本計画を作成し城跡周辺の整備事業を実施
- (1)-02 光明山古墳保存活用事業
保存活用計画を作成し保存・管理及び活用の方針等を検討
- (1)-03 旧田代家住宅保存活用事業
耐震補強・保存修理を実施、歴史散策路の休憩施設及びガイダンス施設としての機能強化
- (1)-04 内山家住宅保存活用事業
市指定有形文化財の長屋門の保存修理を実施
- (1)-07 中村家住宅保存活用事業
保存活用計画を作成し茅葺屋根の修理を実施
- (1)-10 龍潭寺山門保存修理事業
耐震計画を作成し保存修理を実施
- (1)-11 寶林寺仏殿・方丈管理事業
防災設備の修理及び点検を実施
- (2)-02 堀川(要害堀)周辺空間整備の検討
まち並みに調和した空間を維持向上するための整備を検討

- (4)-01 浜松市地域遺産センター整備事業
改修工事を実施し機能の充実を図る
- (4)-07 浜名湖ガーデンツーリズム推進事業
龍潭寺などで構成する国のガーデンツーリズム登録計画を推進
- (4)-08 浜名湖「湖北五山めぐり」推進事業
奥浜名湖地域にある国指定の文化財を有する5つの寺院を湖北五山と総称し、統一したプロモーションを展開
- (4)-09 歴史文化資源案内板整備の検討
地域の歴史文化資源を分かりやすく伝えるためのサイン整備を検討
- (4)-12 「直虎レガシー」伝承事業
奥浜名湖地域の歴史文化を活用した魅力発信を市民協働で展開
- (4)-13 農村歌舞伎伝承・公開施設整備事業
施設設備を修理し伝統文化継承活動の基盤を整備
- (4)-14 重要文化財宝林寺活用事業
重要文化財(建造物)をユニークベンチャーとして活用
- (4)-15 内山真龍資料館活用事業
保管資料の調査、展示、講座を実施
- (4)-16 二俣歴史文化塾
年間を通じて地域の歴史文化を学ぶ講座を実施

●浜松市の歴史的風致における重点区域

12の歴史的風致の範囲のうち、重要文化財などとして指定された建造物を中心に、良好な市街地環境を形成している範囲である雄踏・舞阪エリアの「表浜名湖地区」、引佐・細江エリアの「奥浜名湖地区」及び二俣エリアの「天竜二俣地区」を重点区域に設定した。



◆実施する事業の区分

- (1)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業
- (2)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業
- (3)歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する事業
- (4)歴史文化を活かした観光振興・地域活性化に関する事業